

# JEMIMA

水銀使用製品等の適正な分別・排出を確保するための  
表示等情報提供に関するガイドライン

- 初版 -

平成 30 年 1 月 29 日  
一般社団法人 日本電気計測器工業会  
環境グリーン委員会

## 目次

1. 背景と目的 .....	- 3 -
2. 対象範囲 .....	- 3 -
3. 用語の定義 .....	- 3 -
4. 情報提供の在り方 .....	- 4 -
5. 情報提供の開始時期 .....	- 5 -
6. 既製造品の修理・保守に使用する部品、組立品などへの表示 .....	- 5 -
7. 参考 .....	- 5 -

## 1. 背景と目的

2013年10月に熊本市・水俣市で開催された外交会議において「水銀に関する水俣条約」が採択され、同条約の実施を確保し、その他の必要な措置を講ずるための国内法である「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」(以下「法」という。)が2015年6月に公布された。

「水銀に関する水俣条約」は2017年5月18日に締約国が50ヶ国に達し、2017年8月16日に発効された。法附則第1条により法は2017年8月16日より施行された。

法第18条に事業者の責務として、「水銀使用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、当該水銀使用製品への水銀等の使用に関する表示その他の消費者が水銀使用製品を適正に分別し排出することを確保することに資する情報を提供するように努めなければならない。」と記載されている。

経済産業省及び環境省は、これを受け、情報提供の望ましいあり方を解説し、水銀使用製品の製造・輸入事業者がその情報提供を行う上で参考とするよう、「水銀使用製品の適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドライン」(以下「政府ガイドライン」という。)を公開した。

本「JEMIMA 水銀使用製品等の適正な分別・排出を確保するための表示等情報提供に関するガイドライン」(以下「本ガイドライン」という。)は、「政府ガイドライン」に従い、一般社団法人日本電気計測器工業会(以下「JEMIMA」という。)環境グリーン委員会傘下の規制対応ワーキンググループにより、JEMIMA 会員企業による情報提供等に資する目的で作成された。

## 2. 対象範囲

- 1) 国内において流通するすべての水銀使用製品等に係る製造・輸入事業を行う JEMIMA 会員企業。
- 2) 消費者への情報提供を対象とする。なお、水銀使用製品等を他の製品に組み込むことを前提に水銀組込製品の製造事業者販売される場合の、当該水銀組込製品製造事業者への情報提供も対象とする。

## 3. 用語の定義

本ガイドラインにおける用語の定義は、以下のとおりである。

- ・水銀使用製品：法の定義と同様。(水銀組込製品を含む。)水銀等を使用している製品をいう。
- ・新用途水銀使用製品：法の定義と同様。「新用途水銀使用製品の製造等に関する命令」別表に記載されていない用途の水銀等が使用されている製品をいう。
- ・水銀組込製品：水銀使用製品を部品又は材料として用いて製造された製品(組立品を含む。)
- ・水銀使用製品等：水銀使用製品(水銀組込製品を含む。)及び新用途水銀使用製品をいう。
- ・組立品：複数の部品で構成された部品、アセンブリ品ともいう。
- ・既製造品：法が施行されるまでに製造又は輸入された水銀使用製品
- ・水銀等：水銀及びその化合物
- ・情報提供：表示、パンフレット・カタログへの掲載・配布やウェブページへの掲載、販売店での告知等、譲渡先が当該製品に水銀等が使用されていること(水銀等使用)等を認識できるようにすること。
- ・表示：製品本体又はそれに付随するもの(添付文書その他の取扱説明書やパッケージ)に、水銀等使用等について記載又はラベル・銘板貼付を行うこと。
- ・消費者：水銀使用製品等のエンドユーザーであり、当該製品を産業廃棄物として排出する事業者。

## 4. 情報提供の在り方

### (1) 基本方針

水銀使用製品等の廃棄時における環境汚染を防止すべく、製品からの水銀回収や焼却処理の防止を進めるためには、その廃棄時における適正分別・排出が必要である。

水銀使用製品等への水銀等の使用に関する表示等の情報提供を、水銀使用製品等としての取扱いが必要であることが消費者にとって容易に分かりやすい形で行う。

<今後製造される製品の適正分別・回収の促進>

製品廃棄段階で水銀等が使用されていると認識することの容易さの観点では、表示による情報提供が表示以外の方法(パンフレット・カタログへの掲載・配布やウェブページへの掲載、販売店での告知等)よりも優先され、また、表示の中では製品本体表示>取扱説明書記載>パッケージ表示の順に優先されるが(産業用機器であることを考慮すると政府ガイドラインとは優先順位が異なる)、以下の水銀使用製品等の種類・特性等の状況を考慮して効果が大きいと考えられる情報提供を行うことが適当である。

- ✓ 製品の大きさ・形状、販売・使用形態、水銀含有量
- ✓ 消費者や組込事業者に廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)等を踏まえ求められる取組
- ✓ 情報提供の費用
- ✓ 水銀そのものが容易に見えるか否か

<既製造品の適正分別・回収の促進>

既製造品への表示が困難である場合は、パンフレット・カタログへの掲載・配布やウェブページへの掲載、販売店での告知等について、効果が大きいと考えられる表示以外の情報提供を行うことが望ましい。

### (2) 情報提供の内容・方法

水銀使用製品等の情報提供は、(1)の基本方針を踏まえ、以下のとおりに行う。

<表示>

水銀等の使用を認識すること等により、廃棄物処理法等を踏まえた廃棄の必要性を認識できるものであること。なお、(1)を踏まえた上で、分別・回収の重要性や水銀等の使用箇所、水銀の含有量(重量、濃度)についての情報も可能な限り含めることが望ましい。

- 取扱説明書記載やパッケージ表示を行い、更に表示以外の方法を併せて行うことで、必要な情報提供を補完することも考えられる。
- 分かりやすく統一感のあるシンプルなものを用いる。(表示の統一感や効率性の観点からは、海外における表示との整合性も考慮)。
- 製品廃棄段階で水銀等が使用されていることが容易に認識できることが重要であることから、本体表示を行う際は、製品の廃棄段階まで維持される方法とする。

<表示以外の情報提供>

- 水銀使用製品の判別方法、分別・回収の重要性、処分方法に関する情報を含める。カタログ・パンフレットへの掲載・配布やウェブページへの掲載、販売店での告知等により行う。
- 情報の内容に応じ、カタログ・パンフレット、ウェブページ及び販売店の中から複数活用することも考えられる。

### (3) その他

- 水銀組込製品のうち、組み込まれた水銀使用製品等が容易に取り外せないものや、取り外しに特殊工具が必要なものについては、可能な限り水銀組込製品に表示を行い、水銀に関する情報提供を行う。
- 消費者が電池やランプ等の水銀使用製品を容易に取り外せる形式で組み込まれた水銀組込

製品については、水銀組込製品本体に表示はせずに電池やランプ等の水銀使用製品について情報提供を行うことが望ましい。

- 水銀組込製品の本体に表示を行った際は、消費者へ組込まれた水銀使用製品等を取り外すことなく廃棄することを伝えることが重要である。
- 輸入製品について、国内製造製品と同様に情報提供を行うことが望ましい。

#### 5. 情報提供の開始時期

法第 18 条は 2016 年 12 月 18 日に施行されている。会員企業は本ガイドラインを参考に情報提供を、効率的・効果的に行うことが望ましい。

#### 6. 既製造品の修理・保守に使用する部品、組立品などへの表示

市場に出た既製造品を修理または保守する際に、容易に取り外せないもしくは取り外しに特殊工具が必要な

- 水銀使用の表示がされている水銀使用製品は、消費者に今後製造される製品と同等の情報を提供することが望ましい。
- サプライチェーン上の情報伝達にて水銀を使用していると報告がされている水銀使用製品は、可能な限り表示を行い、消費者に今後製造される製品と同等の情報を提供することが望ましい。

#### 7. 参考

- 政府ガイドライン

[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/int/files/mercury/mercurygl.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/files/mercury/mercurygl.pdf)

- 電機・電子 4 団体水銀使用製品等の適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドライン

<http://home.jeita.or.jp/eps/pdf/Guideline-for-Mercury.pdf>

- 水銀廃棄物ガイドライン

[http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/h2906\\_guide1.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/h2906_guide1.pdf)

- 経済産業省 水銀による環境の汚染の防止に関する法律に関する Web サイト

[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/int/mercury.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/mercury.html)

- 環境省 水俣条約に関する Web サイト

<http://www.env.go.jp/chemi/tmms/index.html>